

生食発 1001 第 3 号
3 輸国第 1445 号
令和 3 年 10 月 1 日

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長
厚生労働省各地方厚生局長
農林水産省各地方農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長

殿

厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官
(公 印 省 略)
農 林 水 産 省 輸 出 ・ 国 際 局 長
(公 印 省 略)

「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」の一部改正について

我が国から中華人民共和国（以下「中国」という。）向けに輸出する水産食品については、「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」（令和 2 年 4 月 1 日付け財務大臣・厚生労働大臣・農林水産大臣決定）の別紙 CN-S1 「中華人民共和国向け輸出水産食品の取扱要綱」（以下「要綱」という。）に基づき取り扱われているところです。

今般、事業者の利便性向上の視点から、国内の最終加工施設で加工され、最終保管施設で保管される中国向け輸出水産食品について、最終保管施設を管轄する衛生証明書発行機関で衛生証明書の発行を可能とするとともに、その他所要の要綱の改正を行いましたので、その実施について特段の御理解、御協力方よろしく申し上げます。また、関係事業者への周知について特段の御配慮をお願いします。